



©磐田市  
磐田市イメージキャラクター ひっぺい

ポルトガル語版



# 広報いわた 8月号 (日本語訳)

総住民数 170,912人

ブラジル人 3,553人

2014年6月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

## 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか



臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の申請期限は、10月31日(金)です。まだ、申請がお済みでない方はお早目をお願いします。

なお、給付金を現金で受け取ることを希望された方(銀行口座をお持ちでない方のみ)は、次のとおり支給します。

と き 9月24日(水)～9月26日(金)

時 間 午前9時～午後4時

場 所 iプラザ3階 磐田市臨時福祉給付金等相談窓口

持ち物 支給決定通知書、印鑑、本人確認書類(在留カード、免許証・写真付住基カード・健康保険証等)

その他 当日は、事前に現金支給による支給決定がされている方に限ります。

問い合わせ先

磐田市臨時福祉給付金等担当 コールセンター TEL 37-2750

## 平成27年磐田市成人式のお知らせ

と き 平成27年 1月11日(日)

時 間 午前10時30分～(受付:午前10時～)

と ころ

|      |               |
|------|---------------|
| 磐田地区 | 市民文化会館        |
| 福田地区 | 福田公民館         |
| 竜洋地区 | 竜洋公民館(なぎの木会館) |
| 豊田地区 | アミューズ豊田       |
| 豊岡地区 | 豊岡総合センター研修会館  |



その他

11月1日時点で住民基本台帳に登録されている方に、案内状を送付します。登録していない方で参加を希望する方は市民活動推進課へご連絡ください。

問い合わせ先

市民活動推進課 TEL: 0538-37-4886 / Fax: 0538-37-5034

## 第5回「笑顔の写真コンテスト」作品を募集

恒例となった「笑顔の写真コンテスト」。本年度も作品を募集します。あなたの作品で、磐田市を笑顔いっぱいにしてみませんか?

募集作品 ご家族などの笑顔の写真で、未発表のものに限る(平成17年4月1日以降に撮影した作品)。作品応募は1人3点まで。

モノクロまたはカラープリント。サイズは四つ切り(ワイド可)またはA4。加工不可。単写真。被写体の肖像権侵害などの責任は負いかねますので、必ず被写体本人の承諾を得て応募してください。

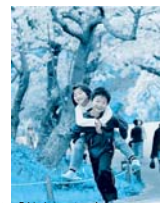
応募資格 市内在住・在勤・在学の方

応募期間 10月31日(金)まで ※当日消印有効

応募方法 応募用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、作品裏面に貼付し、直接または郵送で広報広聴課(〒438-8650 国府台3-1 本庁舎2階)へ

審査など 市が選定した審査員が行います。最優秀賞1点、優秀賞4点、入選15点

その他 応募作品の著作・使用権は市に帰属します。また、応募作品は返却しません。入賞作品は広報紙や展示会で紹介する他、合併10周年記念モザイクアートの1片(ワンピース)として活用します。



第4回「笑顔の写真コンテスト」  
最優秀作品

問い合わせ先

広報広聴課 TEL: 0538-37-4827 / Fax: 0538-32-3946



## 子ども・子育て支援新制度について

全国的に来年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。この制度のもと、磐田市においても幼児の教育・保育、地域の子ども子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていきます。

また、子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度の5か年計画）を策定し、地域の実情に合わせた施設の活用や子育て支援サービスを計画的に整備・実施していきます。

## &lt; 新制度ではどうなるの? &gt;

Q 新制度になると現在の園は、どうなるの?

来年度から、現在の幼稚園や保育園の利用について大きく変わることはありません。今後、新制度のもと、幼稚園と保育園の良いところを一つにした「認定こども園」の普及を検討していきます。

Q 幼稚園や保育園の利用手続きはどうなるの?

利用手続きは、現行と大きく変わることはありませんが、入園申込後に「認定証」を市から発行させていただくことになります。

Q 認定証ってなに?

新制度では、幼稚園や保育園などの利用希望先に応じて、下記表の3つの区分の認定証を発行します。

Q 来年度の募集の時期は?

公立幼稚園・保育園の募集は、10月ごろを予定しています。詳しくは、9月号の広報紙にてお知らせします。

Q 幼稚園や保育園などの利用料金はどうなるの?

利用料金は、所得金額に応じた負担を基本として、国が決める水準を基に設定します。磐田市における利用料金については、現在検討中です。



## &lt; 認定の種類 &gt;

| 認定区分 | 対象となる子ども                            | 利用できる主な施設                     |
|------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の就学前の子ども<br>(2号認定を除く)          | ・幼稚園<br>・認定こども園※1             |
| 2号認定 | 満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、<br>保育を必要とする子ども | ・保育園<br>・認定こども園               |
| 3号認定 | 満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、<br>保育を必要とする子ども | ・保育園<br>・認定こども園<br>・小規模保育事業※2 |

※1： 幼稚園と保育園の良いところを一つにした施設で、市内では平成27年度に（仮称）福田幼保園の開園を予定しています。

※2： 3歳未満児を対象とした定員19人以下の保育事業で、市内には現在ありません。

## 一般不妊治療費の助成を始めました

**【一般不妊治療費の助成受付を始めます】**

平成 26 年度から、人工授精による一般不妊治療を受けた夫婦に対して、治療にかかった費用の一部を助成します。

**■対象者**

- ・産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科又は皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において、不妊症と判断され、人工授精の治療を受けた方
- ・法律上婚姻しており、夫又は妻の住所が磐田市内にある方
- ・夫婦の前年（1～5月申請の場合は前々年）の所得の合計が730万円未満である方
- ・平成25年度から引き続き治療している場合は、平成26年4月1日時点の妻の年齢が40歳未満の方
- ・平成26年4月1日以降に治療を開始した場合は、治療開始時点の妻の年齢が40歳未満の方

**■助成金額** 本人負担額 7/10 以内の額、上限は通算で 6 万 3 千円

**■通算助成月数** 助成を開始した診療日の属する月から継続する 24 ヶ月

**■年間助成回数** 制限なし

**■申請期限** 治療の属する年度内

ただし、1～3月までに治療を受けた場合は、治療日から起算して90日まで

**■申請受付** 平成26年8月11日（月）から、子育て支援課（iプラザ）及び各支所福祉保健グループで、受け付け

- 持ち物**
- ・一般不妊治療受診等証明書等（様式第2号） 用紙はホームページからダウンロード可
  - ・医療機関が発行した領収書 ・夫婦の健康保険証 ・印鑑（シャチハタ不可）
  - ・夫婦の住所が磐田市で確認できない場合は、戸籍謄本及び所得課税等証明書

**【特定不妊治療費の助成も行っています】**

体外受精及び顕微授精による特定不妊治療を受けた夫婦に対して、治療にかかった費用の一部の助成も継続して行っています。平成26年度から、給付の内容や対象者が変わりました。

**■給付の内容**

- ・平成25年度までに助成を受けた方は、一年度2回（最大で通算10回）まで助成  
ただし、平成25年度までの助成回数や年齢により変わります。
- ・平成26年度はじめて助成を受ける方は、初年度3回、次年度以降2回（通算6回）まで助成

**■対象者の変更について**

- ・平成28年度からは、治療を開始した時点の妻の年齢が43歳未満になります。

**■申請受付** 子育て支援課（iプラザ）及び各支所福祉保健グループ

- 持ち物**
- ・特定不妊治療受診等証明書等（様式第2号）
  - ・指定医療機関が発行した領収書 ・夫婦の健康保険証 ・印鑑（シャチハタ不可）
  - ・県が発行した交付決定通知書（県に申請した場合）



©磐田市

**夜間・休日急患診療**

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。

|      | 日曜・祝日・年末年始                | 毎日                       |
|------|---------------------------|--------------------------|
| 診療日時 | 9:00~12:00<br>14:00~17:00 | 19:30~22:30              |
| 診療科目 | 内科・小児科・外科                 | 内科・小児科<br>★夜間の外科診療はできません |

◆ところ：磐田市急患センター（上大之郷 51・市民プール跡地） Tel: 0538-32-5267  
 ※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

**9月の休日救急歯科診療**

◆診療時間/9:00~12:00



|        |                |               |              |
|--------|----------------|---------------|--------------|
| 7 (日)  | なかがわ歯科医院       | 磐田市宮之一色 833-3 | 0538-36-5500 |
| 14 (日) | 宮崎歯科医院         | 磐田市上本郷 213-5  | 0538-37-6460 |
| 21 (日) | 磐田市立総合病院歯科口腔外科 | 磐田市大久保 512-3  | 0538-38-5000 |
| 28 (日) | 守田歯科医院         | 磐田市加茂 1022    | 0538-37-1678 |

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。  
 確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 0538-37-0124 へ。

**地域連携小児休日診療**

担当医師：増井 博行

◆とき：9月7日（日）10:00~12:00

◆ところ：磐田市立総合病院（大久保 512-3） Tel: 0538-38-5000

**結核・肺がん・大腸がん検診（豊田地区）**

対象：磐田市に住所を有する40歳以上の方

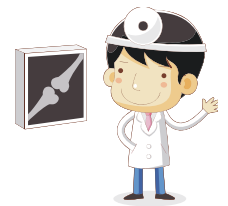
受診費用：胸部レントゲン撮影（結核・肺がん検診） 無料

喀痰検査希望者 700円 但し、受診日の年齢が75歳以上の方は500円

大腸がん検診希望者 500円

その他：今後の予定 磐田地区10月

◎豊田地区巡回日程表



| 日時          | 会場      | 時間                          | 日時           | 会場          | 時間                          |
|-------------|---------|-----------------------------|--------------|-------------|-----------------------------|
| 9月1日<br>(月) | 海老塚公民館  | 9:00-10:00                  | 9月8日<br>(月)  | 七蔵新田文化センター  | 9:00-9:30                   |
|             | 森本上公会堂  | 10:30-11:30                 |              | 豊田西公民館      | 10:00-12:00                 |
|             | 一言公会堂   | 13:00-14:30                 |              | 下本郷公民館      | 14:00-15:00                 |
|             |         | 豊田コミュニティセンター<br>(旧豊田保健センター) | 15:00-16:00  | 9月9日<br>(火) | 富丘下原公会堂                     |
| 9月2日<br>(火) | 宮之一色公民館 | 13:30-14:00                 | 富丘広野屋台小屋前    |             | 10:30-11:30                 |
|             | 森下自治会館  | 14:30-15:00                 | 赤池公民館        |             | 13:00-14:00                 |
| 9月3日<br>(水) | 東原東公会堂  | 13:30-14:00                 | 豊田農村環境改善センター | 14:30-15:30 |                             |
|             | 気賀東公会堂  | 14:30-15:30                 | 9月10日<br>(水) | 豊田西公民館      | 10:00-11:30                 |
| 9月4日<br>(木) | 豊田北公民館  | 13:30-14:30                 |              | 立野旧出荷場      | 13:00-13:30                 |
|             | 匂坂西薬師堂  | 15:00-15:30                 |              | 気子島公民館      | 14:30-15:00                 |
| 9月5日<br>(金) | 東原西会館   | 13:30-14:30                 | 9月11日<br>(木) | 中野戸公会堂      | 13:30-14:30                 |
|             | 加茂東公会堂  | 15:00-16:00                 |              | 上新屋公会堂      | 15:00-16:00                 |
|             |         |                             |              |             | 豊田コミュニティセンター<br>(旧豊田保健センター) |

問い合わせ先

健康増進課 Tel: 0538-37-2013 / Fax: 0538-35-4586

発行：磐田市役所 市民活動推進課 協働・共生社会推進グループ [TEL: 0538-37-4710]

広報広聴課 広報グループ

[TEL: 0538-37-4827]

〒438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報を  
 ボルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧になれます：<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/>）  
 広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください：[shimin-katsudo@city.iwata.lg.jp](mailto:shimin-katsudo@city.iwata.lg.jp)